

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年4月5日（平成29年（行個）諮問第67号）

答申日：平成29年12月8日（平成29年度（行個）答申第151号）

事件名：本人に係る自賠償保険の請求に関連する文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」、「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、本件対象保有個人情報1の全部を不開示とし、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「国土交通大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年11月28日付け国総情政第274号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

不開示についてはその全部が不当である。また、その理由付けも矛盾だらけで、到底納得できない。よって、全部開示を求める。

（2）意見書

ア 法14条2号の「ロ」規定を確認すると、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報については、開示するのが相当」旨に規定されている。

したがって、審査請求人による開示請求の保有個人情報は、審査請求人の健康面、生活又は財産を保護するために必要かつ重要な個人情報に該当することは明らかであるから、諮問庁による不開示決定には納得できない。

イ 諮問庁による開示拒否（不開示）決定の理由付けは、法14条3号の「ロ」規定の引用である。

しかし、同号規定上の「ただし」から確認すると、人の生命、健康面、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報を除く、と規定されている。

したがって、審査請求人による開示請求の当該保有個人情報、交通事故が原因による傷害及びその後遺障害の強い神経症状の残存及び右後遺障害に対して自賠責保険から支払われた（支払済）として処理されている件に関連する保有個人情報に間違いがないから、審査請求人には当該損保会社による届出（報告）趣旨を知る権利があると判断するのが相当である。

ウ 法14条2号の「ハ」規定確認から判断した場合にあっては、当該個人（自動車局保障制度参事官室職員）が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、当該保有個人情報を開示しなければならない。（中略）と、同法14条関連法律規定を解釈するのが相当である。

エ まとめ

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）16条の6（支払等に関する届出）規定から判断しても、諮問庁による不開示決定に対する理由付けの、次の、

- ① 保険会社から任意で提供を受けた個人情報である。
- ② 開示しないことを、保険会社との間で約束した上で、任意に提供された。
- ③ 開示することで、国による職務を適正に遂行する上で支障をきたす。

等々の右①ないし③の理由付けは矛盾だらけであって、社会的受忍限度を超える不適切な内容であって、到底納得できるものではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき処分庁に対し、審査請求人に係る保有個人情報「特定日X発生の事故により被害を受け、自賠責保険の請求に関連する文書及び支払額算定（事案整理票含む）・支払に関連する文書一式特定会社A特定番号第Y号保険契約者名特定人B」について、開示を求めたものである。
- (2) 本件開示請求（平成28年10月28日開示請求受付）を受けて処分庁は、「自賠責保険の請求に関連する文書」及び「支払に関連する文書一式」については、自賠法16条の7の規定に基づき、被害者である審査請求人から国土交通大臣に対する申出を受け、その事実確認を行うため、保険会社に対して開示しないと条件で任意に提供させた報告書で

あることを特定した。

- (3) しかしながら、特定した当該報告書は自賠法16条の7の規定に基づく国土交通大臣に対する申出に対して、その事実確認を行うため、保険会社に対して開示しないとの条件で任意に提供させた報告書であり、損害保険業界における通常の見取りとして開示しないこととされているものであることから、法14条3号口の規定に該当する情報であるとともに、開示することは、自賠法16条の7の申出に対して同条各号に掲げる事実確認を行う国の当該事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすことから、法14条7号柱書きの規定に該当するため不開示とした。
- (4) また、本件開示請求（平成28年10月28日開示請求受付）を受けて処分庁は、「支払額算定（事案整理票含む）」については、保有していないため不開示とする決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (5) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対して原処分を取消し、不開示決定とした文書全部の開示を求めて審査請求を提起した。

2 自動車損害賠償責任保険について

自賠法5条により、自動車は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならないこととされており、自賠責保険は、事故が発生した場合に、被害者保護の観点から被害者に対し適正な損害賠償を保障する目的のため設けられているところである。

自賠法16条の7により、国土交通省では、自賠責保険の適正な事務の遂行のため、交通事故の被害者及び加害者等からの申出に対して自賠責保険会社へ事実確認を行っている。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

- (1) 処分庁は、審査請求人より「特定日X発生の事故により被害を受け、自賠責保険の請求に関連する文書及び支払額算定（事案整理票含む）・支払に関連する文書一式特定会社A特定番号第Y号保険契約者名特定人B」についての保有個人情報開示請求書を平成28年10月28日に受け付けた。
- (2) 審査請求人が開示を求めている「支払額算定（事案整理票含む）」については、処分庁では、自賠責保険における支払額の算定を行っていないことから作成しておらず、また審査請求人の後遺障害は自賠法16条の6に規定する国土交通大臣に届出すべき損害には該当しないことから取得しておらず、保有していないことから不開示とした。
- (3) 「自賠責保険の請求に関連する文書」及び「支払に関連する文書一式」については、自賠法16条の7の規定に基づく被保険者又は被害者

からの国土交通大臣に対する申出について、その事実確認を行うため、国が保険会社に対して開示しないとの条件で任意に提供させた報告書であり、損害保険業界における通常の見取りとして開示しないこととされているものであることから、法14条3号口の規定に該当する情報である。

万一、開示しないとの条件で自賠責保険会社から提供させた報告書等に対して一方的に約束を破って開示した場合は、以降、保険会社から協力を得て任意で当該報告書等の提供を受けるなどの必要な情報入手の協力を得ることが困難となり、国が自賠法16条の7における被害者及び加害者等からの申出により、同条各号に掲げる事項について保険会社へ事実確認を行い、必要な指導・監督を行うという自賠責保険の適正な事務に重大な支障を及ぼすことから、法14条7号柱書きの規定に該当するため不開示と判断した。

4 結論

以上のことから、原処分は、妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年6月16日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年12月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定日X発生の事故により被害を受け、自賠責保険の請求に関連する文書及び支払額算定（事案整理票含む）・支払に関連する文書一式特定会社A特定番号第Y号保険契約者名特定人B」の開示を求めるものであり、処分庁は、「自賠責保険の請求に関連する文書」及び「支払に関連する文書一式」として別紙に掲げる文書1に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報1）を特定し、その全部を法14条3号口及び7号柱書きに該当するとして不開示とし、「支払額算定（事案整理票含む）」（文書2）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性及び本件対象保

有個人情報 2 の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報 1 の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、特定日 X 発生の事故の自賠責保険の請求に関連する文書等の開示を求めるものであるところ、当該事故の自賠責保険金の支払に関し、自賠法 16 条の 7 に基づき被害者（開示請求者）から国土交通大臣に対して事実の申出があり、国土交通省において、特定保険会社に事実確認を行い、同会社から別紙に掲げる文書 1 の提供を受けていたので、これに記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報 1）を開示請求の対象として特定した。

イ 文書 1 には、国土交通省の求めに応じて特定保険会社が提出した①特定日 X 発生の自動車事故に係る被害者と特定保険会社の交渉記録、②特定保険会社の契約者に関する情報及び③保険金の支払履歴情報が記録されている。

ウ 自賠法では、「11 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」（23 条の 2 第 1 項）と規定されており、自賠法 16 条の 7 に基づく事実の申出を受けた国土交通省において自賠責保険会社に事実確認を行うに当たって、自賠法 23 条の 2 第 1 項に基づき、自賠責保険会社の帳簿、書類等を検査することは可能である。

しかしながら、本件の文書 1 は、同項に基づく検査のために必要なものとして提出を命じたものではなく、開示しないと条件で任意に提供を求めた報告書等であり、保険業界における通常取扱いとして開示しないとされているものであることから、万一、開示しないと約束を破って開示した場合には、保険会社の事業に支障が出るリスクが生じることから、以降、保険会社から必要な報告書等の情報の提供を受けることが困難となる。

その結果、自賠法 16 条の 7 に基づく事実の申出を受けた案件について、迅速に事実確認を行うことが不可能となり、申出者に対する迅速な対応や、自賠責保険会社に対する迅速かつ適切な指示を行うことが困難となり、自賠責保険事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 3 号ロ及び 7 号柱書きの規定に該当するため不開示が相当である。

(2) 文書1は、飽くまでも特定保険会社から任意で提出を受けたものであるため、これを公にすると今後自賠償保険会社から協力を得られなくなり、その結果、自賠法16条の7に基づき申出を受けた案件について迅速に事実確認を行うことが不可能となり、申出者に対する迅速な対応や、自賠償保険会社に対する迅速かつ適切な指示を行うことが困難となり、自賠償保険事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明については、これを否定し難い。

したがって、本件対象保有個人情報1は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書2の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示を求めている文書2の「支払額算定（事案整理票含む）」は、損害保険料率算出機構自賠償損害調査事務所が自賠償保険会社からの依頼により損害調査を行い、その結果を自賠償保険会社に報告する文書であって、国土交通省に提出される文書ではない。自賠償保険会社は、当該調査結果を受けて保険金等の支払額の決定を行っている。

イ また、自賠法では、「保険会社は、保険金等の支払の適正化を図る必要性が特に高いものとして国土交通省令で定める死亡その他の損害に関し、保険金等を支払ったとき・・・は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。」（16条の6）とされ、死亡・重度後遺障害事案等一定の重要事案については、関係書類を国土交通大臣に届け出なければならないこととされている。

仮に事故の被害者が該当する後遺障害を有していた場合には、自賠償保険会社から届け出られる関係書類の中に文書2の「支払額算定（事案整理票含む）」が含まれる可能性があるが、本件の審査請求人が自動車事故によって生じた後遺障害は、自賠法16条の6に規定する国土交通大臣に届け出をすべき障害には該当しないことから、国土交通省では文書2を自賠償保険会社から取得してはならず、保有していない。

ウ 念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人が開示を求める文書2に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 文書2は、自賠償保険会社からの依頼により、損害保険料率算出機構

自賠償損害調査事務所が作成し、損害調査の結果を自賠償保険会社に報告する文書であって、自賠償保険における支払額の算定を行っていない国土交通省に報告される文書ではないから、国土交通省において文書2を保有していないとする上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、国土交通省において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件対象保有個人情報1の全部を法14条3号口及び7号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1は同条7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、また、国土交通省において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められないので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 特定日X発生の事故の自賠責保険金の支払いに関する保険会社の
報告書及び関連する文書一式

文書2 上記事故の自賠責保険金の支払額算定（事案整理票含む）